

# 佐賀県地域住文化要素基準

## 1. 目的

本基準は、国土交通省が実施する「地域型住宅グリーン化事業」について、佐賀県における地域の伝統的な建築技術の基準（「佐賀県地域住文化要素基準」）を定めることにより、伝統的な建築技術の継承を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

本基準は、佐賀県内全域に適用する。ただし、市町が独自に定めた地域住文化要素基準の適用を受ける区域を除く。

## 3. 佐賀県地域住文化要素基準の内容

次の（１）から（９）のうち、いずれか３つ以上に該当すること。ただし、建築基準法その他関係法令に適合するものであること。

### （１）木材加工

構造材（柱、梁、母屋及び土台）について、墨付け及び手刻みによる加工を行うものとする

### （２）屋根

母屋全体を瓦葺きとする

### （３）軒

軒の出（壁芯から軒先までの寸法）を0.9メートル以上とする

### （４）床

県内に本店を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く）を6畳以上使用する

### （５）床

無垢材を使用した板張り部分を10平方メートル以上設ける

### （６）外壁

1面以上の外壁面を漆喰、土、珪藻土等のこて塗り仕上げ又は板張り仕上げとする

### （７）内壁

見付面積で10平方メートル以上の壁面を漆喰、土、珪藻土等のこて塗り仕上げ又は板張り仕上げとする

(8)木製建具

県内に本店を置く建具業者が製作した木製の建具（框戸、格子戸、障子、ふすま）を見付面積で5平方メートル以上設ける

(9)土間

屋内に見付面積で5平方メートル以上の土間洗い出し、三和土、タイル、石張等を設ける

(附則)

この基準は令和5年4月1日から適用する。